

見守り 新鮮情報

悪質商法等による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは「消費者ホットライン=局番なしの「188」」をご利用ください。

「188」へ電話をすると、音声ガイダンスが流れ、郵便番号を入力するなどを行えば、お住まいの地域の消費生活センター等をご案内します。

※ホットラインが利用できない方には、各自治体の相談窓口では来所相談等を行っている場合があります。詳しくはお住まいの市区町村におたずねください。



消費生活相談は「188」へ!

ひとこと助言

消費生活相談は
「188」!



見守るくん

- 「消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号から消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口を案内します。開始当初の電話番号「0570-064-370」もお使いいただけます。(ガイダンス終了後、相談窓口につながった時点から通話料金がかかります。)
- お住まいの市区町村の相談窓口が開所していない場合等には、開所している都道府県の相談窓口や国民生活センター等を案内します。
- 自分が相談している窓口の名称と電話番号を必ず確認しましょう。後から連絡する場合に役立ちます。
- 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からぬ場合には、一人で悩まずに「消費者ホットライン」を利用しましょう。